

中山間地域等直接支払交付金の返還免除

(平成27年4月1日 農林水産省通知 26農振第2258号)

規制改革の内容

特例措置前

中山間地域等直接支払交付金が交付されている農用地について、直売所、農林漁家レストラン等の用地とした場合、交付金の全額遡及返還が必要



特例措置

地域再生法に基づく、直売所、農林漁家レストラン等の用地とした場合、交付金の全額遡及返還が免除



効果

生産条件不利地域での地域活性化に貢献

規制改革の概要

原則、農地の耕作・維持管理が行われない場合には、中山間地域等直接支払交付金の遡及返還が必要
ただし、以下のとおり、免除規定あり

<全額免除※>

- ・地域再生法に基づく地域農林水産業振興施設（直売所、農林漁家レストラン等）の建設

※規制改革を踏まえた追加分

